

2021年6月8日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

株 式 会 社 ト ラ ス ト

代表取締役社長 川 村 賢 司

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

なお、当日のご出席にかえて、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送もしくはご入力完了いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 2F 翼の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第33期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

「新型コロナウイルス感染防止対策に関するお知らせ」

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、ご不便かつご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされておられる皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。（株主様からのご質問は、お一人様1問とさせていただきます。）
2. お土産のご用意は見送りとさせていただきました。
3. 外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、インターネットや書面での事前行使を是非ご利用ください。
4. 株主様同士のお席の間隔を広く取り、お座りになっていただくようお願いいたします。
5. 議場にご来場の株主様におかれましては、マスクの着用などの対策をお願いいたします。
6. 当日は、受付など会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
また、議場受付の際に非接触型体温計にて株主様の体温を測定させていただきます。
来場の株主様で、体調不良と見受けられる方には、当社スタッフより、お声がけさせていただきますことがございますのでご了承ください。体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声がけ下さい。
7. 議場にご来場の株主様におかれましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
8. 株主総会に出席する役員、及び運営スタッフは、体調に問題がないことを確認したうえで参加し、マスクを着用して対応させていただきます。
9. 株主総会参考書類並びに提供書面（事業報告・計算書類・連結計算書類）の内容について、修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、掲載させていただきます。（<http://www.trust-ltd.co.jp/>）

今後、新型コロナウイルス感染症が早期に収束されますよう心より願っております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時00分 入力完了分まで	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時00分 到着分まで	 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 賛否両記法 | |
| ● 全賛成の場合 | ≫ 「賛」の欄に○印 |
| ● 全賛反対する場合 | ≫ 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | ≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。 |
| 賛否両記法 | |
| ● 賛成の場合 | ≫ 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | ≫ 「否」の欄に○印 |

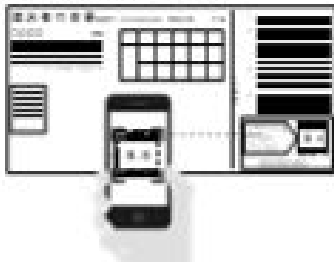
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

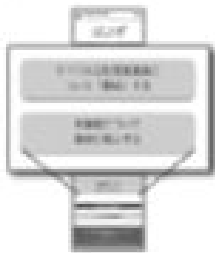
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

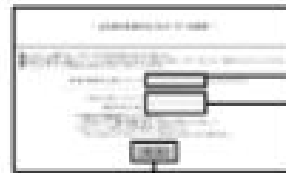
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなって政府による緊急事態宣言が発令される等厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられたものの、オリンピックの開催も延期される等先行き不透明な状況で推移いたしました。

世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、各国でワクチン接種が開始される一方、外出規制や経済活動制限が引き続き実施され本格的な回復に向けては時間を要するものと見られます。

このような状況のなか、当社グループは、中核事業であり海外市場をターゲットとしている中古車輸出事業、自動車の所有から利用の流れの中で安定的な成長を続けるレンタカー事業、さらに南アフリカ共和国において海外自動車ディーラー事業の3つの事業を行っており、安定的で収益力のある事業体の構築を目指しております。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高20,080百万円(前期比0.3%減)、営業利益527百万円(前期比63.6%減)、経常利益541百万円(前期比60.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益49百万円(前期比85.9%減)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(中古車輸出事業)

中古車輸出業界においては、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、ロシアといった主要輸出先が当業界を牽引しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、この一年は、輸出台数が減少してきております。

新車輸出業界においても、世界的な半導体不足による減産や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、その輸出台数が減少しており今後の中古自動車流通量への影響が懸念されています。アフリカ地域における主要輸出国の一つであるケニアにおいては、感染症対策としての夜間外出禁止令が延長される等、各国における対策が需要にも影響を及ぼし不透明な状況が続いて

おり、当連結会計年度における業界全体の輸出台数は104.1万台（前期比19.6%減）と大きく減少しました。

このような状況のなか、当社主要輸出先であるアフリカ地域、オセアニア地域、中南米地域へのB to C販売先台数は減少したものの、B to B販売先に注力し始めたヨーロッパ地域、アジア地域への輸出台数が増加し、当社グループの輸出台数の合計は3,834台（前期比6.5%減）となりました。その結果、当連結会計年度における業績は、売上高5,023百万円（前期比11.4%減）、営業損失236百万円（前期営業利益27百万円）となりました。

(レンタカー事業)

レンタカー業界においても、今般の新型コロナウイルス感染症対策としてのGo To Travel等の施策により一時的に需要が戻ったものの、当該感染症の感染拡大の影響により需要は鈍化傾向にあり、限られた需要に対して各社の競争は益々激しくなっております。

このような状況のなか、当社グループは、当連結会計年度において直営店の桑名店（三重県）、上田店（長野県）、フランチャイズ（以下、「F C」と称します）店の成田店（千葉県）を新規出店し、直営店及びF C店の総店舗数は176店、総保有台数は19,573台（前期比3.7%減）（※うち、Jネットブランドのみの店舗数は118店、保有台数は13,602台（前期比3.2%減））となりました。また、顧客満足度向上のため車両の高年式化やインターネット・TVCMなど各種媒体への広告拡大による知名度の浸透を図るとともに、楽天ポイントカードや無人レンタカー店舗（スマートカウンター）の出店など様々な施策を取り入れ、個人・法人顧客の獲得に注力いたしました。中古車販売においては、昨年度に出店いたしました越谷レイクタウン店において当社の中古車ブランド「Jネットカーズ」を開始しました。営業利益は前期を大幅に下回ったものの、売上高は前期を上回りました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高12,472百万円（前期比6.0%増）、営業利益756百万円（前期比52.1%減）となりました。

(海外自動車ディーラー事業)

南アフリカ共和国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ロックダウン等の政府施策やワクチンが十分に回ってこない懸念から不安定な状況が続いており、2020年1-12月期の新車販売台数は38.0万台（前期比29.0%減）となり減少しております。

このような状況のなか、当社グループは、南アフリカ共和国でスズキディーラー4店舗を運営しております。新車販売台数は合計1,203台（前期比0.5%増）、中古車販売台数は合計903台（前期比5.4%減）となり合計販売台数は合計2,106台（前期比2.1%減）となっております。

今般同国内でも猛威を振るう新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、当社は、お客様と従業員の健康確保を最優先に行い、昨年は、スズキオート南アフリカが開催する「ディーラーカンファレンス&アワードイブニング」において、最も栄誉ある賞の一つである「認定エリートディーラー賞」をはじめ6つの賞を頂くことが出来、経営も改善されております。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,785百万円（前期比2.9%減）、営業損失1百万円（前期営業損失134百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、1,312百万円の設備投資を実施しました。その主な内容はレンタカー車輛の取得によるものであります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、厳しい経済環境のなか、以下の課題に対して施策を実施してまいります。

(中古車輸出事業)

① 売上高の拡大

中古車輸出業界において競争が激化しているなか、C S強化によるロイヤルカスタマー作りに加え、BtoB販売の強化や異なる販売経路を持つ国内外の企業との業務・資本提携により、販売協力体制を強化し、売上高の拡大を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの世界的な蔓延を受け、お客様を取り巻く各国規制等環境の変化に伴う新たな要望に応えてまいります。

② 仕入価格の抑制及び車輛ラインアップの多様化

顧客ニーズが多様化しているなか、当社グループといたしましては、グループ企業である新車ディーラー及びその他の中古車ディーラーとの取引関係強化及び新規開拓により仕入価格を抑制するとともに、販売車輛のラインアップの拡充を図ってまいります。

(レンタカー事業)

① 個人顧客の獲得

レンタル車輛の稼働率が最大の経営課題となっているなか、当社グループといたしましては、駅前等の好立地に出店又は移転、ホームページやWEB予約システムの強化、TV CMやWEB広告、航空チケット裏広告や駅・電車内広告などによる知名度向上、また新たにレンタルバイクの開始といった施策により、個人顧客の獲得を行い、稼働率の向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスに起因した安全・安心需要の高まりをうけ、車両・店舗について一層の清掃管理に努めてまいります。

② 店舗網の拡大

広域ブランドでありながら未だ出店のない都道府県があるため、当該地域におけるF Cの新規開拓及び直営店の新規出店に注力することにより、直営・F C両面で全国展開を目指し、ネットワーク網を構築してまいります。

③ 事故防止対策

レンタカーの事故により、任意保険料や車両修理代が増加しており、事業利益の圧迫要因となっております。当社グループといたしましては、ブレーキアシストや自動ブレーキ、車線逸脱警報機能、ドライブレコーダー等、自動車の事故予防となる装備の装着率を高めるとともに、お客様へ交通安全の啓発を行う等、様々な対策をすることで事故の発生率を下げ、安定的な収益の確保を図ってまいります。

(海外自動車ディーラー事業)

① 選択と集中

多ブランド展開により非効率な経営となっていたため、選択と集中を図ることで収益力を高めております。今後は、需要の見込まれる地域への新店舗出店等により売上の拡大を図ってまいります。

② 安定収益の確保

当社グループでは、中古車販売、サービス部門においても収益性を高めることで、安定的な収益の確保を図り、新車販売のみに依存しない体制を構築してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	18,403	20,260	20,140	20,080
経常利益(百万円)	1,257	1,422	1,377	541
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	441	361	350	49
1株当たり当期純利益 (円)	17.08	13.98	13.55	1.91
総資産額(百万円)	29,756	29,284	29,011	28,998
純資産額(百万円)	8,859	9,562	10,230	10,427
1株当たり純資産額 (円)	248.01	256.40	264.82	265.21

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	5,523	6,621	5,670	5,023
経 常 利 益 (△は損失)(百万円)	178	53	33	△131
当 期 純 利 益 (△は損失)(百万円)	122	△433	△206	△140
1株当たり当期純利益 (△は損失)(円)	4.74	△16.74	△7.98	△5.44
総 資 産 額(百万円)	5,703	5,388	5,642	6,146
純 資 産 額(百万円)	4,218	3,683	3,367	3,142
1株当たり純資産額(円)	163.01	142.33	130.12	121.45

(注) 1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、V Tホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を20,444,000株(議決権比率79.01%)保有しております。また、当社と同社において役員の兼任は1名となっております。

親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
J - n e t レンタリース株式会社	60,000千円	50.9%	レンタカー事業
J ネットレンタカー北海道株式会社	75,000千円	50.9% (50.9%)	レンタカー事業
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	95,000千ランド	100.0%	海外自動車 ディーラー事業
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	18,100千ランド	100.0% (100.0%)	海外自動車 ディーラー事業

(注) 上記議決権比率欄の()内は、当社が間接的に所有する議決権比率を内数で示しております。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

(中古車輸出事業)

インターネットでのWEBサイトを利用して、主に海外の個人及び法人顧客向けに中古車の輸出販売を行っております。

(レンタカー事業)

フランチャイズ事業と併せて全国でレンタカーサービス、自動車リースサービスを提供しております。

(海外自動車ディーラー事業)

南アフリカ共和国において自動車ディーラーを運営し、新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。

(7) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	愛知県名古屋市中区
ストックヤード	愛知県名古屋市港区

② 子会社

J-net レンタリース株式会社	愛知県名古屋市中区
J ネットレンタカー北海道株式会社	愛知県名古屋市中区
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	南アフリカ共和国
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	南アフリカ共和国

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
中古車輸出事業	31名	増減なし
レンタカー事業	249名	25名増
海外自動車ディーラー事業	118名	10名増
合計	398名	35名増

(注) 1. 使用人数には使用人兼取締役2名は含んでおりません。

2. 使用人数には臨時従業員774名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	増減なし	42歳	7.6年

(注) 使用人数には使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	850百万円
株式会社横浜銀行	400百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円
株式会社りそな銀行	300百万円
株式会社滋賀銀行	250百万円
株式会社広島銀行	212百万円
株式会社愛知銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 28,150,000株
(自己株式2,273,100株を含む)

(3) 株主数 4,512名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
VTホールディングス株式会社	20,444,000株	79.00%
金室 貴久	255,100	0.99
稲田 清春	210,000	0.81
景山 俊太郎	171,000	0.66
三木谷 晴子	122,500	0.47
菅原 啓治	103,300	0.40
鈴木 智博	81,000	0.31
勝部 正道	76,700	0.30
川名 貴行	74,700	0.29
植竹 裕	72,400	0.28

(注) 当社は自己株式2,273,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	川 村 賢 司	
取 締 役	伊 藤 和 繁	海外事業担当部長 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director MASTER AUTOMOCION, S. L. Director
取 締 役	谷 中 一 晴	管理部担当取締役
取 締 役	伊 藤 誠 英	V Tホールディングス株式会社 専務取締役 J ー n e t レンタリース株式会社 代表取締役会長 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役社長 エスシーアイ株式会社 代表取締役 株式会社M I R A I Z 代表取締役社長 光洋自動車株式会社 代表取締役
取 締 役	竹 内 穰	株式会社エー・アンド・エー・グラフィック WEB事業統括執行役員
監 査 役 (常 勤)	石 樽 清 孝	株式会社ホンダカーズ東海 監査役 エスシーアイ株式会社 監査役 ピーシーアイ株式会社 監査役 エルシーアイ株式会社 監査役
監 査 役	羽 田 恒 太	AMGホールディングス株式会社 取締役 株式会社アーキッシュギャラリー 監査役
監 査 役	小 出 修 平	公認会計士 仰星監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役竹内穰氏は社外取締役であります。
2. 監査役羽田恒太、小出修平の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役小出修平氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、仰星監査法人の代表社員であります。当社と同監査法人との間には特別の関係はありません。
4. 取締役竹内穰、監査役羽田恒太、小出修平の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所に届け出ております。
5. 2020年6月24日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、堀内泰氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役及び各監査役の報酬に関しましては、会社の業績並びに取締役または監査役としての役割及び貢献を勘案のうえ、株主総会においてご承認いただいた総額の範囲内において、取締役については取締役会の決議をもって、また、監査役については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の報酬の額は、2002年10月22日開催の第14回定時株主総会において代表取締役は年額60,000千円以内、代表取締役を除く取締役は年額20,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）第33期定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。監査役の報酬の額は、1998年10月23日開催の第10回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議しております。第33期定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	18,360	18,360	—	—	4
(うち社外取締役)	(1,800)	(1,800)	(—)	(—)	(1)
監査役	7,012	7,012	—	—	4
(うち社外監査役)	(3,000)	(3,000)	—	—	(2)
合計	25,372	25,372	—	—	8
(うち社外役員)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(3)

(注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記には、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当7,520千円を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役竹内穰氏及び監査役羽田恒太氏並びに監査役小出修平氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

4. 社外役員等に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

取締役 竹内穰

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役竹内穰氏は、株式会社エー・アンド・エー・グラフィックのWEB事業統括執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

（出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要）

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べております。また、当社の社外取締役として広告宣伝戦略やコーポレート・ガバナンスの実務における深い知見を活かし、当社の中長期的な企業価値向上にも寄与されています。

監査役 羽田恒太

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役羽田恒太氏は、親会社の子会社である株式会社エムジーホーム(現株式会社AMGホールディングス)の取締役及び株式会社アーキッシュギャラリーの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、他社での豊富な経営経験と高い見識に基づいて意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

監査役 小出修平

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役小出修平氏は、仰星監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

(2) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社 外 監 査 役	1 名	3,000千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 14,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

イ. 取締役は、取締役会の決定事項に基づき、各々の職務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

ウ. 各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

エ. 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、管理部長の責任のもと、コンプライアンス規程を作成するとともに、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

オ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処方法案が管理部長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

カ. 管理部長は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者、その他必要な人員配置を行い、且つ、コンプライアンス規程の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の設置等、さらなる周知徹底を図る。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という。)の取り扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

イ. 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

ウ. 上記イに係る事務は、当該担当役員が所管し、上記アの検証・見直しの経過、上記イのデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、代表取締役等に直属する部署として、内部監査委員会を設置し、同委員長がその事務を管掌する。
- イ. 内部監査委員会は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- ウ. 内部監査委員会の監査により法令及び定款に対する違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査委員長及び担当部署長に通報される体制を構築する。
- エ. 内部監査委員会の活動を円滑にするために、関連する規程(与信並びに債権管理規程、経理規程等)、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、内部監査委員会の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査委員会に報告するように指導する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。
- イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を構築する。
- ウ. 日常の職務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア．内部監査委員会は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査委員会がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社取締役会及び担当部署長に報告される体制を構築する。
- イ．当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査委員会は、親会社の内部監査室及び子会社の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
- ウ．当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の適切な経営管理によりリスク管理を行う。
- エ．当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の効率的な職務遂行に資するための支援、指導を行う。
- オ．当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社と共有する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ア．監査役が専任スタッフを求めた場合には、使用人を1名以上配置する。
- イ．上記アの具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ア．監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- イ．監査役の職務を補助すべき使用人について、その職務にあたっては監査役の指示に従い、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の項目をはじめとする必要な報告を行う。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容

- ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

イ. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令及び定款等の違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の監査役に報告を行う。また、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

ウ. 上記ア及びイの監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払い又は償還する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意する。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に参加する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査委員会及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。

⑪ 反社会的勢力排除に関する基本方針

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、役員及び使用人へ周知徹底する。

反社会的勢力による不当要求等がなされた場合は、管理部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスク管理について

法令及び定款の遵守を徹底するためコンプライアンス規程を制定し、常時閲覧可能な状態としており、外部にコンプライアンス相談窓口を常設し、内部通報しやすい環境を整備し運用しております。

また、内部監査委員会がリスク管理活動を統括し、規程の整備と運用状況のモニタリングを行いました。

② 取締役の職務執行について

取締役会規程及びその他関連規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って職務執行するよう徹底しております。また、取締役会は社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席のうえ、当事業年度において月1回以上開催しました。取締役会においては、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 監査役の職務執行について

社外監査役2名を含む監査役3名は、当事業年度において監査役会を月1回以上開催し、取締役会及び重要な会議へ出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行いました。また、当社会計監査人である監査法人東海会計社及び内部監査委員会との間で定期的に意見交換を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確立と株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対する積極的な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当連結会計年度における期末配当金につきましては、普通配当金 2 円 00 銭とさせていただき、すでに 2020 年 12 月 7 日実施済の中間配当金 1 株当たり 2 円 00 銭を加えると、当連結会計年度の年間配当金は 1 株当たり 4 円となります。

なお、配当金支払開始日につきましては、2021 年 6 月 9 日(水曜日)を予定しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,188,557	流 動 負 債	14,004,279
現金及び預金	718,268	支払手形及び買掛金	610,767
受取手形及び売掛金	2,589,934	短 期 借 入 金	2,450,000
リース債権及びリース投資資産	7,310,716	1年以内返済予定の長期借入金	9,996
商 品 及 び 製 品	1,965,323	リ ー ス 債 務	9,550,341
仕 掛 品	665	未 払 法 人 税 等	6,896
原材料及び貯蔵品	28,114	賞 与 引 当 金	122,792
そ の 他	768,166	そ の 他	1,253,485
貸倒引当金	△192,630	固 定 負 債	4,567,028
固 定 資 産	15,810,133	長 期 借 入 金	2,519
有形固定資産	14,879,932	リ ー ス 債 務	4,413,068
建物及び構築物	1,821,692	役員退職慰労引当金	10,135
機械装置及び運搬具	2,795,467	資 産 除 去 債 務	71,526
土 地	3,500,983	そ の 他	69,778
リ ー ス 資 産	6,682,992	負 債 合 計	18,571,308
建設仮勘定	14,282	(純資産の部)	
そ の 他	64,514	株 主 資 本	6,891,312
無形固定資産	114,657	資 本 金	1,349,000
の れ ん	57,477	資 本 剰 余 金	1,174,800
そ の 他	57,180	利 益 剰 余 金	4,985,721
投資その他の資産	815,543	自 己 株 式	△618,209
投資有価証券	274,869	その他の包括利益累計額	△28,525
長期貸付金	147,799	その他有価証券評価差額金	18,562
繰延税金資産	82,526	為 替 換 算 調 整 勘 定	△47,088
そ の 他	351,804	非 支 配 株 主 持 分	3,564,596
貸倒引当金	△41,456	純 資 産 合 計	10,427,383
資 産 合 計	28,998,691	負 債 純 資 産 合 計	28,998,691

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,080,231
売 上 原 価		15,195,880
売 上 総 利 益		4,884,351
販売費及び一般管理費		4,356,688
営 業 利 益		527,663
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,224	
受 取 配 当 金	5,720	
受 取 保 険 料	5,380	
為 替 差 益	35,735	
債 務 勘 定 整 理 益	2,259	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	48	
受 取 補 償 金	575	
助 成 金 収 入	27,901	
そ の 他	20,664	107,510
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89,215	
支 払 保 証 料	3,669	
そ の 他	943	93,828
経 常 利 益		541,344
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11,582	11,582
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	59	59
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		552,867
法人税、住民税及び事業税	235,969	
法 人 税 等 調 整 額	32,627	268,597
当 期 純 利 益		284,269
非支配株主に帰属する当期純利益		234,761
親会社株主に帰属する当期純利益		49,507

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,349,000	1,174,800	5,039,721	△618,209	6,945,312
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△103,507		△103,507
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			49,507		49,507
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△53,999	—	△53,999
当連結会計年度末残高	1,349,000	1,174,800	4,985,721	△618,209	6,891,312

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,362	△91,301	△92,663	3,378,142	10,230,790
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△103,507
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					49,507
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	19,924	44,212	64,137	186,454	250,592
当連結会計年度変動額合計	19,924	44,212	64,137	186,454	196,592
当連結会計年度末残高	18,562	△47,088	△28,525	3,564,596	10,427,383

連 結 注 記 表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

J－n e t レンタリース株式会社

J ネットレンタカー北海道株式会社

TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED

SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED

(3) 主要な非連結子会社の名称

TCL KL(M)SDN. BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

J－ウィングレンタリース株式会社

(持分法を適用しない理由)

J－ウィングレンタリース株式会社は、利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、レンタカー車輛については、定額法を採用しております。

また在外子会社は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(但し、残価保証がある場合は当該金額)として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

<表示方法の変更>

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に<会計上の見積りに関する注記>を記載しております。

<会計上の見積りに関する注記>

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	△192,630
貸倒引当金（固定）	△41,456

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、取引先の経営状態や債権の回収状況に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権等の特定の債権及び破産更生債権に分類しております。債権に対する貸倒引当金を、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権については個別に回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。回収不能見込額は、主として債権の回収状況及び過去の損失の実績等の信用リスク、海外の取引先については対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失等、その他の関連するリスクを考慮しております。債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権は回収状況に応じた見積額を、破産更生債権は、債権金額の全額を回収不能としております。

引当率や債権区分の変更は、経営者の主観的な判断も介在するため、見直しが必要となった場合、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	14,879,932
無形固定資産	114,657

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、主に店舗別に資産のグルーピングを行っており、資産グループ損益の悪化、資産グループの主要な資産の市場価格の著しい下落等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候がある場合には、当該共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の判定を行っております。

減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画は、経済環境の変化による不確実性を伴うとともに、経営者の主観的な判断も介在するため、仮定の見直しが必要となった場合、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、現時点で当社グループに及ぼす影響及び当感染症の収束時期を予測することは困難ですが、翌連結会計年度（2022年3月期）の一定の期間にわたり当感染症の影響が継続するという一定の仮定に基づいて、当連結会計年度（2021年3月期）の会計上の見積りを行っております。

なお、上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響によっては、翌連結会計年度（2022年3月期）以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,132,752千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

商品及び製品 192,189千円

担保付債務は、次のとおりであります。

買掛金 221,017千円

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,150,000	—	—	28,150,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,273,100	—	—	2,273,100

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日取締役会	普通株式	51,753	2.0	2020年3月31日	2020年6月10日
2020年11月12日取締役会	普通株式	51,753	2.0	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	51,753	2.0	2021年3月31日	2021年6月9日

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、設備投資に必要な資金の一部については、金融機関からの借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、その償還日は、リース債務の一部を除き決算日後5年以内に到来いたします。また、一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び貸付金について、与信並びに債権管理規程、貸付金規程に従い、相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行っております。また、連結子会社におきましても同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、有価証券管理規程に従い、適宜、時価の状況把握及び事実上の必要性の検討を行っております。また、連結子会社におきましても同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社において資金繰計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末において、特定の大口顧客はなく、信用リスクの集中は少ないと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	718,268	718,268	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,589,934	2,589,934	—
(3) リース債権及びリース投資資産	7,310,716	8,214,310	903,593
(4) 投資有価証券	240,869	240,869	—
(5) 長期貸付金	147,799	148,375	576
資産計	11,007,587	11,911,757	904,169
(1) 支払手形及び買掛金	610,767	610,767	—
(2) 短期借入金	2,450,000	2,450,000	—
(3) リース債務	13,963,410	13,793,296	△170,113
(4) 未払法人税等	6,896	6,896	—
(5) 長期借入金	12,515	12,515	—
負債計	17,043,590	16,873,476	△170,113

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、受取リース料総額を信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額については、受取元本相当額または受取リース料総額によっているため、差額が生じております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、次のとおりであります。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	4,653	540	4,113
その他	48,583	25,622	22,961
小計	53,236	26,162	27,074
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他	187,633	195,859	△8,225
小計	187,633	195,859	△8,225
合計	240,869	222,021	18,848

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の受取見込額を残存期間に対応する国債の利回りに基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらの時価については、支払リース料総額を信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、転リースに係るリース債務の連結貸借対照表計上額については、利息相当額を含んでいるため、差額が生じております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	34,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

<賃貸等不動産に関する注記>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び子会社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用地や賃貸マンション等を所有しております。なお、賃貸マンションの一部については、子会社が使用しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産(千円)	2,068,604	△694	2,067,910	2,056,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産(千円)	1,331,387	△21,341	1,310,046	1,335,611

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
減価償却による減少 22,035千円
3. 時価の算定方法
鑑定人による鑑定評価額であります。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 265円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円91銭 |

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,479,275	流 動 負 債	2,991,590
現金及び預金	173,447	買 掛 金	64,966
売 掛 金	1,491,364	短 期 借 入 金	2,450,000
商 品 及 び 製 品	1,309,842	1年以内返済予定の長期借入金	9,996
原材料及び貯蔵品	1,751	未 払 金	704
前 渡 金	197,205	未 払 費 用	61,333
前 払 費 用	13,243	未 払 法 人 税 等	6,971
短 期 貸 付 金	48,360	前 受 金	326,615
未収還付法人税等	19,771	預 り 金	50,318
未 収 消 費 税 等	128,803	前 受 収 益	6,607
立 替 金	199,092	賞 与 引 当 金	14,077
そ の 他	81,593	固 定 負 債	12,053
貸 倒 引 当 金	△185,202	長 期 借 入 金	2,519
固 定 資 産	2,667,166	資 産 除 去 債 務	1,135
有 形 固 定 資 産	2,110,930	そ の 他	8,398
建 物	15,916	負 債 合 計	3,003,644
構 築 物	6,990	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	1,992	株 主 資 本	3,125,418
車 両 運 搬 具	5,359	資 本 金	1,349,000
工具、器具及び備品	16,259	資 本 剰 余 金	1,174,800
土 地	2,064,413	資 本 準 備 金	1,174,800
無 形 固 定 資 産	18,819	利 益 剰 余 金	1,219,827
ソ フ ト ウ ェ ア	14,254	利 益 準 備 金	2,500
そ の 他	4,565	その他利益剰余金	1,217,327
投資その他の資産	537,416	別 途 積 立 金	200,000
投資有価証券	236,501	繰越利益剰余金	1,017,327
関係会社株式	272,600	自 己 株 式	△618,209
出 資 金	210	評価・換算差額等	17,378
破産更生債権等	36,488	その他有価証券評価差額金	17,378
長期前払費用	343	純 資 産 合 計	3,142,797
そ の 他	6,889	負 債 純 資 産 合 計	6,146,441
繰延税金資産	20,871		
貸 倒 引 当 金	△36,488		
資 産 合 計	6,146,441		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		5,023,014
売 上 原 価		4,530,029
売 上 総 利 益		492,984
販売費及び一般管理費		728,516
営 業 損 失		235,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,776	
受 取 配 当 金	55,908	
受 取 保 証 料	6,536	
為 替 差 益	34,613	
債 務 勘 定 整 理 益	2,259	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	48	
そ の 他	6,216	111,359
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,650	
支 払 保 証 料	3,669	
そ の 他	42	7,361
経 常 損 失		131,534
税 引 前 当 期 純 損 失		131,534
法人税、住民税及び事業税	1,862	
法 人 税 等 調 整 額	7,461	9,323
当 期 純 損 失		140,857

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	1,261,693	1,464,193
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△103,507	△103,507
当 期 純 損 失						△140,857	△140,857
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△244,365	△244,365
当 期 末 残 高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	1,017,327	1,219,827

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△618,209	3,369,784	△2,525	△2,525	3,367,258
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△103,507			△103,507
当 期 純 損 失		△140,857			△140,857
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			19,904	19,904	19,904
当 期 変 動 額 合 計	—	△244,365	19,904	19,904	△224,461
当 期 末 残 高	△618,209	3,125,418	17,378	17,378	3,142,797

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(時価のあるもの)

決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

＜表示方法の変更＞

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に＜会計上の見積りに関する注記＞を記載しております。

＜会計上の見積りに関する注記＞

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
貸倒引当金（流動）	△185,202
貸倒引当金（固定）	△36,488

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額

202,283千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

売掛金

1,320千円

短期貸付金

48,360千円

未収入金

3,067千円

買掛金

11,032千円

3. 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED (借入債務) 327,360千円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

売上高	41,776千円
仕入高	122,997千円
販売費及び一般管理費	240千円
営業取引以外の取引高	12,562千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,273,100	—	—	2,273,100

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	831千円
賞与引当金	4,307千円
投資有価証券評価損	8,842千円
棚卸資産評価損	5,425千円
子会社株式評価損	238,090千円
貸倒引当金	67,837千円
その他有価証券評価差額金	2,375千円
繰越欠損金	7,309千円
その他	1,583千円
繰延税金資産小計	336,603千円
評価性引当額	△315,619千円
繰延税金資産合計	20,983千円
繰延税金負債	
その他	111千円
繰延税金負債合計	111千円
繰延税金資産の純額	20,871千円

＜関連当事者との取引に関する注記＞

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TRUST ABSOLUT (PROPRIETARY) LIMITED	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	債務保証 (注1)	327,360	—	327,360

(注1) 金融機関からの借入に対し、当社が債務保証を行っております。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1. 1株当たり純資産額	121円45銭
2. 1株当たり当期純損失	△5円44銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社トラスト
取締役会 御中

監 査 法 人 東 海 会 計 社
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公 認 会 計 士 棚 橋 泰 夫 ⑩
業務執行社員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 後 藤 久 貴 ⑩
業務執行社員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 阿 知 波 智 大 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トラストの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社トラスト
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚橋泰夫 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後藤久貴 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 阿知波智大 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トラストの2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい

るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規程を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社トラスト監査役会

監査役(常勤) 石 樽 清 孝 ⑩

監 査 役 羽 田 恒 太 ⑩

監 査 役 小 出 修 平 ⑩

(注) 監査役羽田恒太及び監査役小出修平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
1	かわ むら けん じ 川 村 賢 司 (1958年9月25日生)	1999年6月 株式会社ホンダベルノ東海 (現 V Tホールディングス) 監査役 2004年4月 株式会社V Tキャピタル入社 2004年4月 株式会社ホンダベルノ東海 (現 株式会社ホンダカーズ東海) 販売支援部長 2004年12月 アイコーエポック株式会社 代表取締役 2009年6月 エルシーアイ株式会社 専務取締役 2009年6月 ピーシーアイ株式会社 取締役 2013年8月 エスシーアイ株式会社 取締役 2017年11月 株式会社日産サティオ埼玉 代表取締役 2017年11月 日産サービス埼玉株式会社 代表取締役 2019年6月 当社 代表取締役社長(現任)	5,892株
2	い とう かず しげ 伊 藤 和 繁 (1965年3月6日生)	2004年7月 V Tホールディングス株式会社 入社 2007年12月 当社入社 営業部長 2008年6月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社取締役管理部長 2010年12月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director 2011年4月 当社取締役海外事業担当部長(現任) 2011年4月 SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director(現任) 2011年11月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Managing Director 2016年6月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director(現任) 2017年2月 MASTER AUTOMOCION, S. L. Director (現任)	20,900株
3	や なか かず はる 谷 中 一 晴 (1971年8月25日生)	2008年10月 当社入社 経営企画室長 2014年6月 当社取締役車両管理部長 2014年10月 当社取締役営業部長兼車両管理部長 2018年10月 当社取締役車両管理部長 2019年10月 当社管理部担当取締役(現任)	4,505株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
4	いとうまさひで 伊藤 誠 英 (1960年9月27日生)	1999年6月 株式会社ホンダベルノ東海 (現 VTホールディングス株式会社) 常務取締役 2003年3月 当社取締役(現任) 2005年7月 E-エスコ株式会社 (現 株式会社MIRAI Z) 代表取締役社長(現任) 2007年4月 当社代表取締役社長 2008年6月 VTホールディングス株式会社 専務取締役(現任) 2011年6月 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役社長(現任) 2013年8月 エスシーアイ株式会社 代表取締役(現任) 2015年6月 ピーシーアイ株式会社 代表取締役 2016年6月 J - n e t レンタリース株式会社 代表取締役会長(現任) 2019年8月 光洋自動車株式会社 代表取締役(現任)	83,194株
5	たけうちみのる 竹 内 穰 (1947年11月29日生)	1970年4月 東海ラジオ放送株式会社 入社 1993年2月 株式会社ZIP-FM 入社 1999年6月 株式会社ZIP-FM 取締役 2014年10月 株式会社SWOOP NAGOYA 入社 2015年3月 株式会社SWOOP NAGOYA 取締役副社長 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2016年2月 株式会社エー・アンド・エー・グラフィック 入社 2016年6月 株式会社エー・アンド・エー・グラフィック WEB事業統括執行役員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹内穰氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 竹内穰氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年役員として会社経営に携わった幅広い知識と経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
4. 竹内穰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、竹内穰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、取締役会の決議のうえ

同内容での更新を予定しております。

7. 当社の親会社（その子会社を含む）における現在又は過去10年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて掲載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

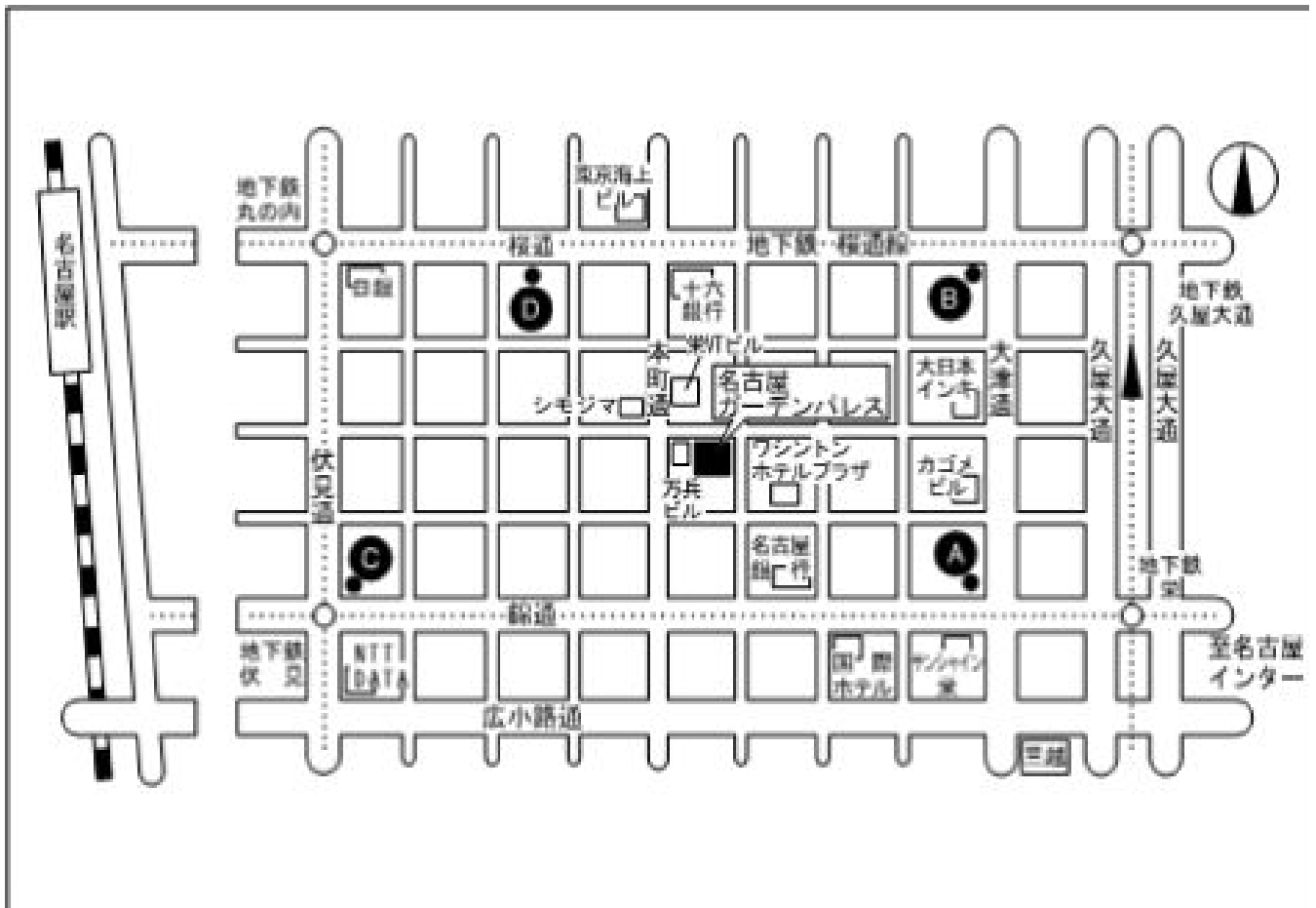
監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
1	いし ぐれ きよ たか 石 樽 清 孝 (1952年4月5日生)	1975年4月 日本車輛製造株式会社 入社 2019年11月 V Tホールディングス株式会社 入社 2020年6月 当社常勤監査役(現任) 2020年6月 株式会社ホンダカーズ東海 監査役(現任) 2020年6月 エスシーアイ株式会社 監査役(現任) 2020年6月 ピーシーアイ株式会社 監査役(現任) 2020年6月 エルシーアイ株式会社 監査役(現任)	一株
2	は だ つね た 羽 田 恒 太 (1948年7月14日生)	1971年4月 中外毛織株式会社 入社 (現 中外国島株式会社) 1978年4月 株式会社木曽路 入社 1991年6月 羽田経済研究所 開設 1992年3月 株式会社中部ファミリーマート 入社 (現 株式会社ファミリーマート) 管理本部人事担当部長 1995年7月 サンフード株式会社 入社 総務部長 1996年4月 サンフード株式会社 取締役統括本部長 1999年1月 株式会社ナステック 入社 総務部長 2002年11月 株式会社ワークホリック 常勤監査役 (現 株式会社ノバレーゼ) 2008年5月 コムコグループ株式会社 監査役 2009年3月 アップルインターナショナル株式会社 監査役 2016年6月 当社社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社アーキッシュギャラリー 監査役(現任) 2016年6月 株式会社エムジーホーム (現 AMGホールディングス株式会社) 取締役(現任)	一株
3	こ いで しゅう へい 小 出 修 平 (1975年2月20日生)	1998年10月 朝日監査法人名古屋事務所 入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 2002年5月 公認会計士登録 2006年9月 東京北斗監査法人名古屋事務所 入所 (現 仰星監査法人)(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任) 2019年7月 仰星監査法人 代表社員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち羽田恒太氏及び小出修平氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 羽田恒太氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる会社役員としての豊富な経験と幅広い知識を、当社の監査体制に活かしていただくためであります。
- また、小出修平氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくためであります。
- 両氏が職務を適切に遂行できると判断した理由につきましては、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 羽田恒太氏及び小出修平氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって羽田恒太氏が5年、小出修平氏が5年となります。
5. 当社は、羽田恒太氏及び小出修平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社の親会社（その子会社を含む）における現在又は過去10年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号

ホテル名古屋ガーデンパレス 2F 翼の間

交 通：地下鉄 ④ 栄1番出口（西出口）より徒歩5分（東山線・名城線）

③ 久屋大通4番出口より徒歩5分 （名城線・桜通線）

② 伏見1番出口より徒歩8分 （東山線・鶴舞線）

① 丸の内5番出口より徒歩5分 （桜通線・鶴舞線）

(注) 駐車場はご用意してございませんので、公共交通機関をご利用ください。